

「貸付用不動産の評価について」の法令解釈通達（案）に対する
意見公募手続の実施について

「貸付用不動産の評価について」の法令解釈通達（案）を、別紙 1 及び 2 のとおり取りまとめましたので、公表します。

この案につき、御意見等（日本語に限ります。）がありましたら、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォーム又は郵便等により下記までお寄せください。

国税庁では、寄せられた御意見等を踏まえ、当該法令解釈通達を定めていくこととしています。

御意見等には、氏名又は名称及び連絡先を付記してください。寄せられた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見等をお受けできませんので、あらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別での回答を行っておりませんので、あらかじめ御了承願います。

記

【募集期間】

令和 8 年 9 月 18 日（金）から令和 8 年 10 月 18 日（日）まで（必着）

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見入力フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力フォーム」より提出してください。

- 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1

国税庁 課税部 資産評価企画官 審査係 宛

（封筒等の表面に「『貸付用不動産の評価について（案）』に対する意見」と記載願います。）